

○公的研究費の管理・監査に関する規程

平成 21 年 2 月 19 日施行

(目的)

第 1 条 本規程は、学校法人女子美術大学（以下、本学という）における公的研究費の運用・管理および監査に関する責任体制を明確にし、事務手続きおよび研究費の適正な取扱いを図ることを目的とする。

(公的研究費)

第 2 条 公的研究費とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的な公募型の研究資金をいう。

(責任体系の明確化)

第 3 条 公的研究費に係る責任体制は、下記の通りとする。またその公表は、当規程の本学ホームページ上への掲載をもって行う。

(1) 最高管理責任者：学長

学園全体を統括し、公的研究費の運用・管理について最終責任を負う。また、統括管理責任者および部局責任者が責任を持って公的研究費の運用・管理が行えるよう適切にリーダーシップを発揮する。

(2) 統括管理責任者：芸術学部長、短期大学部部長、法人本部長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運用・管理について、大学および短期大学全体を統括する実質的な責任と権限を有する。

(3) 部局責任者：教学事務部長、財務部長

公的研究費の運用・管理について、実務上の責任と権限を有する。

(事務処理手続きの明確化・統一化)

第 4 条 事務処理手続きおよび研究費の使用については、各公的研究費に関する取扱要領の他、本学経理規程、固定資産および物品調達規程、給与規程、旅費規程によるものとする。

(関係規程の周知)

第 5 条 教員および事務職員に対する事務処理手続きの周知は、当規程の周知をもって行う。

(事務処理手続きの相談窓口)

第 6 条 事務処理手続きに関する相談窓口は、教育支援センター、教育学生支援センター、管理課、財務課とする。

(職務権限の明確化)

第 7 条 事務処理に関しては、教員は研究費使用の申請内容に関して、事務職員は申請に係る事実の確認に関してそれぞれ権限と責任を有する。

(職務分掌)

第 8 条 公的研究費に関する職務分掌は、経理規程、固定資産および物品調達規程による。

(関係者の意識向上)

第 9 条 関係者の意識および実務能力向上のため、公的研究費の取扱い（応募、評価、使用等）に関する説明会を実施する。

(行動規範)

第 10 条 行動規範は、別途定める。

(調査及び運用の透明化)

第 11 条 不正使用に関する調査は、総務部、財務部、管理部、教学事務部より各 1 名を選び、計 4 名からなる委員会を構成して行う。

- 2 この調査結果は、速やかに最高管理責任者に報告する。また、監事、公認会計士にも報告し、その指導を受けるものとする。

(懲戒に関する規程の整備)

第 12 条 不正使用を行った者は、就業規則に基づき相当の処分を受けるものとする。

(不正防止計画)

第 13 条 不正防止計画については、総務部、財務部、管理部、教学事務部が協議の上策定する。

(不正防止計画の実施)

第 14 条 防止計画の実施部署は、総務部、財務部、管理部、教学事務部とする。

- 2 最高管理責任者は不正防止計画の実施状況に関し随時これを調査することができ、その進捗管理に努めなければならない。

(研究費の適正な運営・管理活動)

第 15 条 予算の執行状況の検証は、随時管理課および財務課が行う。

(業者との癒着防止)

第 16 条 業者との癒着防止のため、不正取引があった場合取引停止処分とする旨業者に周知する。

(発注と検収)

第 17 条 物品の発注に関しては教員本人が行うものとし、検収は管理課または管財課が行う。

(納品書、出勤簿の提出)

第 18 条 物品については、納品書を管理部または管財課へ提出する。また非常勤雇用者については、アルバイト出勤簿を管理課または財務課に提出する。

(不正取引業者の処分)

第 19 条 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の対応を行う。

(出張旅費)

第 20 条 出張旅費は、各公的研究費の取扱要領の他、本学旅費規程に基づき支給する。

(研究費使用に関する相談窓口)

第 21 条 公的研究費の使用に関する相談窓口は、管理課および財務課とする。

(通報窓口)

第 22 条 通報（告発）に関する窓口は、総務課とする。

(不正への取り組みについての公表)

第 23 条 不正への取組に関する本学の方針と意思決定手続きの公表は、当規程の本学ホームページ上への掲載をもって行う。

(個別説明)

第 24 条 本学の定める行動規範および公的研究費に関する手続きにつき、教員および事務職員の理解を徹底させるため、教員および事務職員に対し個別に説明を行う。

(モニタリング)

第 25 条 公的研究費に関するモニタリングは、教育支援センター、教育学生支援センター、管理課、財務課が行う。

(内部監査)

第 26 条 公的研究費に関する内部監査は、総務課が随時行う。

(規程の改廃)

第 27 条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

付則

この規程は、平成 21 年 2 月 19 日から施行する。